

## 検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。  
このたび、令和3年9月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0930第3号」により、  
下記の検査項目において検査実施料の適用が行われましたのでご案内いたします。  
お取り計らいの程、お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 新規収載項目

- 染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失測定
- 抗カルジオリピンIgM抗体
- 抗 $\beta_2$ グリコプロテイン I IgG抗体
- 抗 $\beta_2$ グリコプロテイン I IgM抗体

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

#### 適用日

2021年10月1日（金）から適用



保健科学グループ

保健科学研究所 〒240-0005 神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL. 045-333-1661  
保健科学東日本 〒365-8585 埼玉県鴻巣市天神3-673 TEL. 048-543-4000  
保健科学西日本 〒612-8486 京都府京都市伏見区羽束師古川町328 TEL. 075-933-6060

新規収載項目

適用日：2021年10月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
染色体ゲノム DNAのコピー数変化 及び ヘテロ接合性の喪失測定	8000点	遺伝子関連 ・ 染色体検査 判断料 100点	D006-4 遺伝学的 検査の [3]処理が 極めて複雑 なもの	<p>薬事承認を得ている体外診断用医薬品を用いて、アレイCGH法により染色体ゲノムDNAのコピー数変化及びヘテロ接合性の喪失を測定した場合は、本区分の「3」処理が極めて複雑なものを準用して患者1人につき1回に限り算定する。</p> <p>ア本検査は、12q14欠失症候群、15q13.3欠失症候群、15q24反復性微細欠失症候群、15q26過成長症候群、16p11.2重複症候群、16p11.2-p12.2欠失症候群、16p11.2-p12.2重複症候群、16p13.11反復性微細欠失症候群、16p13.11反復性微細重複症候群、17q21.31反復性微細欠失症候群、1p36欠失症候群、1q21.1反復性微細欠失症候群、1q21.1反復性微細重複症候群、1q21.1領域血小板減少-橈骨欠損症候群、22q11.2欠失症候群、22q11重複症候群、22q11.2遠位欠失症候群、22q13欠失症候群（フェラン・マクダーミド症候群）、2p15-16.1欠失症候群、2p21欠失症候群、2q33.1欠失症候群、2q37モノソミー、3q29欠失症候群、3q29重複症候群、7q11.23重複症候群、8p23.1微細欠失症候群、8p23.1重複症候群、8q21.11欠失症候群、9q34欠失症候群、アンジェルマン症候群、ATR-16症候群、22qテトラソミー症候群（キャットアイ症候群）、シャルコー・マリー・トゥース病、5p-症候群、遺伝性脆弱性ニューロパチー、レリー・ワイル症候群、ミラー・ディカー症候群、NF1欠失症候群、ペリツェウス・メルツバッハ病（先天性大脳白質形成不全症）、ポトキ・ルプスキ症候群、ポトキ・シェイファー症候群、プラダー・ウィリ症候群、腎嚢胞-糖尿病症候群、16p12.1反復性微細欠失症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、スミス・マギニス症候群、ソトス症候群、裂手/裂足奇形1、ステロイドスルファターゼ欠損症、WAGR症候群、ウィリアムズ症候群、ウォルフ・ヒルシュホーン症候群、Xp11.22連鎖性知的障害、Xp11.22-p11.23重複症候群、MECP2重複症候群、ベックウィズ・ヴィーデマン症候群、シルバー・ラッセル症候群、第14番染色体父親性ダイソミー症候群（鏡-緒方症候群）並びに14番染色体母親性ダイソミーおよび類縁疾患のいずれかを疑う患者に対して実施すること。</p> <p>イ本検査を実施する場合は、関連学会が定める指針を遵守し、本検査を実施する医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>ウ本検査は、区分番号「D026」検体検査判断料の「注6」 遺伝カウンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において実施すること。</p>
抗カルジオリピン IgM抗体	232点	遺伝子 関連 ・ 染色体 検査 判断料 100点	[D014] 自己抗体 検査の [27]	<p>抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピンIgM抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ<sub>2</sub>グリオプロテインI複合体抗体及び「28」の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
抗β <sub>2</sub> グリオプロテインI IgG抗体	232点			<p>抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β<sub>2</sub>グリオプロテインI IgG抗体の測定を行った場合は、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ<sub>2</sub>グリオプロテインI複合体抗体及び「28」の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
抗β <sub>2</sub> グリオプロテインI IgM抗体	232点			<p>抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法を用いた免疫学的検査で抗β<sub>2</sub>グリオプロテインI IgM抗体の測定を行った場合に、本区分の「27」抗カルジオリピン抗体を準用して、一連の治療につき2回に限り算定する。なお、本検査と「25」の抗カルジオリピンβ<sub>2</sub>グリオプロテインI複合体抗体及び「28」の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>
※上記3項目と「27」の抗 カルジオリピン抗体（IgG） を併せて実施した場合	232点 ×3回 (696点)			<p>「27」の抗カルジオリピン抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β<sub>2</sub>グリオプロテインI IgG抗体及び抗β<sub>2</sub>グリオプロテインI IgM抗体の検査を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。</p>